

## 普通保険約款規定の改定に関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご契約いただいております基本保険金額の規則的増額特約付年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）におきまして、以下のとおり普通保険約款の一部を改定いたします。これに伴い、改定される約款規定の内容等についてご案内させていただきますので、ご確認賜りますようお願い申し上げます。

今後とも末永くお引き立ていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

※本書面は、「ご契約のしおり・約款」とともに大切に保管してください。

敬具

### 記

#### 1. 背景

LIBOR(\*)の運営機関であるIBA (ICE Benchmark Administration)より、2021年12月末をもってLIBORの公表を停止するとの発表がありました。このことから、当社の保険商品で積立利率設定および解約払戻金額の計算の際等に使用している所定の「指標金利」を構成する各項目につきまして見直しが必要となり、2021年10月1日をもって当該指標金利規定の一部を改定することとなりました。

\* LIBOR (ライボー)とは、「London Interbank Offered Rate」の略称で、債券やデリバティブ等幅広い金融商品や取引において利用されている金利指標です。

※本書面は、対象となる保険商品の普通保険約款第7条（積立利率）第2項の規定による指標金利を変更すべき事項が生じたため、主務官庁である金融庁の認可を得て変更後の指標金利をご契約者さまに通知するものです。



## 2. 改定される約款規定の内容

対象となる保険商品の普通保険約款の「別表4 指標金利」が改定され、適用開始日[\*1参照]以後、下表の改定後の別表規定による指標金利(以下、「変更後の指標金利」といいます)が適用[\*2参照]されることとなります。

### 《対象となる保険商品》

「ラップすけっち」、「積立力V」

＜正式名称：基本保険金額の規則的増額特約付年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）＞

### 《改定箇所；内容》

「普通保険約款」 別表4 指標金利（※比較のために改定箇所に下線を引いております）

改定後（変更後の指標金利）			改定前（変更前の指標金利）		
改定前規定の網かけ部分を削除した内容となっております。			改定前規定の網かけ部分を削除した内容となっております。		
指標金利は、指定通貨および運用期間に応じた下表の利回りAおよび利回りBをもとに、次の算式によって平均した利回りとします。この場合において、該当する運用期間がないときは線形補間により算出します。			指標金利は、指定通貨および運用期間に応じた下表の利回りAおよび利回りBをもとに、次の算式によって平均した利回りとします。この場合において、該当する運用期間がないときは線形補間により算出します。		
$\frac{(\text{利回りA} + \text{利回りB})}{2}$			$\frac{(\text{利回りA} + \text{利回りB})}{2}$		
指定通貨	利回りA	利回りB	指定通貨	利回りA	利回りB
米ドルの場合	①日本国債流通利回りと円金利スワップレート(固定払い)との差 - ②米ドル円の通貨ベーススワップスプレッド + ③米ドル金利スワップレート(固定受け)	①' フランス国債流通利回りとユーロ金利スワップレート(固定払い)との差 - ②' ユーロ米ドルの通貨ベーススワップスプレッド + ③' 米ドル金利スワップレート(固定受け)	米ドルの場合	①日本国債流通利回りと円金利スワップレート(固定払い)との差 + ②円LIBOR 6か月と円LIBOR 3か月のベーススワップスプレッド - ③米ドル円の通貨ベーススワップスプレッド + ④米ドル金利スワップレート(固定受け)	①' フランス国債流通利回りとユーロ金利スワップレート(固定払い)との差 + ②' EURIBOR 6か月と EURIBOR 3か月のベーススワップスプレッド - ③' ユーロ米ドルの通貨ベーススワップスプレッド + ④' 米ドル金利スワップレート(固定受け)
指定通貨	利回りA	利回りB	指定通貨	利回りA	利回りB
豪ドルの場合	①日本国債流通利回りと円金利スワップレート(固定払い)との差 - ②米ドル円の通貨ベーススワップスプレッド + ③豪ドル米ドルの通貨ベーススワップスプレッド - ④豪銀行間6か月と豪銀行間3か月のベーススワップスプレッド + ⑤豪ドル金利スワップレート(固定受け)	①' フランス国債流通利回りとユーロ金利スワップレート(固定払い)との差 - ②' ユーロ米ドルの通貨ベーススワップスプレッド + ③' 豪ドル米ドルの通貨ベーススワップスプレッド - ④' 豪銀行間6か月と豪銀行間3か月のベーススワップスプレッド + ⑤' 豪ドル金利スワップレート(固定受け)	豪ドルの場合	①日本国債流通利回りと円金利スワップレート(固定払い)との差 + ②円LIBOR 6か月と円LIBOR 3か月のベーススワップスプレッド - ③米ドル円の通貨ベーススワップスプレッド + ④豪ドル米ドルの通貨ベーススワップスプレッド - ⑤豪銀行間6か月と豪銀行間3か月のベーススワップスプレッド + ⑥豪ドル金利スワップレート(固定受け)	①' フランス国債流通利回りとユーロ金利スワップレート(固定払い)との差 + ②' EURIBOR 6か月と EURIBOR 3か月のベーススワップスプレッド - ③' ユーロ米ドルの通貨ベーススワップスプレッド + ④' 豪ドル米ドルの通貨ベーススワップスプレッド - ⑤' 豪銀行間6か月と豪銀行間3か月のベーススワップスプレッド + ⑥' 豪ドル金利スワップレート(固定受け)

- \*1 変更後の指標金利の適用開始日  
2021年10月1日（2021年9月30日までは変更前の指標金利が適用されます）

\*2 変更後の指標金利が適用される場面

適用される場面	ご説明
2021年10月1日以後に解約払戻金額を計算する場合	払込保険料ごとの解約払戻金額の計算をするときに、払込保険料ごとの定額部分の積立金額については計算の基準日における「市場価格調整率」を乗じて計算しますが、その率を算出する際に使用する指標金利（調整用基準指標金利）が変更後のものとなります。
増額日が2021年11月1日以後となる定期払込保険料の積立利率の設定をする場合（2021年10月1日以後に定期払込保険料（相当額）を当社が受け取った場合）	規則的増額をするときに、定額部分に定期払込保険料（相当額）を当社が受け取った日における積立利率が適用されますが、その率を算出する際に使用する指標金利（基準指標金利）が変更後のものとなります。

※解約払戻金額を計算する場合および計算の基準日について、本商品においては下表のとおりとなっております。

解約払戻金額を計算する場合	計算の基準日
ご契約を解約する場合	解約日（解約の必要書類を当社が受け付けた日の翌営業日）
死亡保険金の額 <sup>(注)</sup> を計算する場合 (注) 払込保険料ごとに、被保険者の死亡日における基本保険金額（払込保険料ごとに定まるそれぞれの部分）、積立金額または解約払戻金額のいずれか大きい額を判定し、それらの金額を合計した金額となります。	被保険者の死亡日

※解約払戻金額の計算についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」P42～46を参照ください。

※規則的増額時に適用される積立利率についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」P24を参照ください。

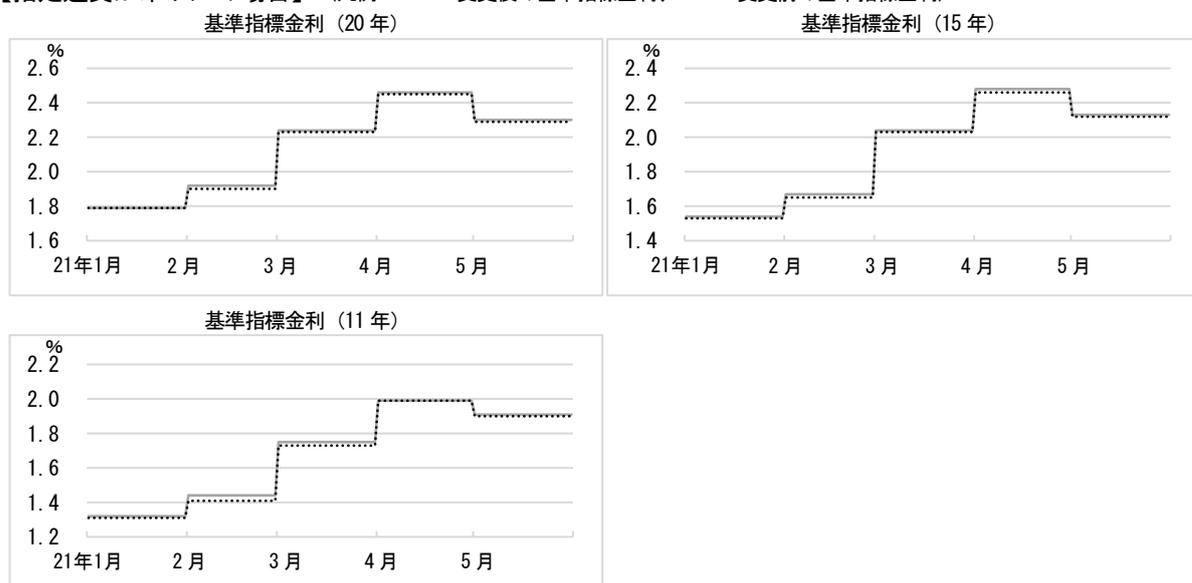
《ご契約への影響について》

- ・2021年7月時点で既に保険料をお払い込みいただいた部分（定期払込保険料を含みます）に適用されている積立利率に変更はなく、払込保険料に応じて定まっている各定額部分の積立金額に影響はございません。
- ・2021年7月時点以後の定期払込保険料のうち、増額日が2021年11月1日より前である定期払込保険料については、変更前の指標金利により積立利率が設定されることとなり、その定期払込保険料の定額部分の積立金額も変更前の規定によるものとなります。この場合の定期払込保険料部分についても、上記と同様に積立金額に影響はございません。
- ・本変更に関してご契約者さまのお手続きは不要です。

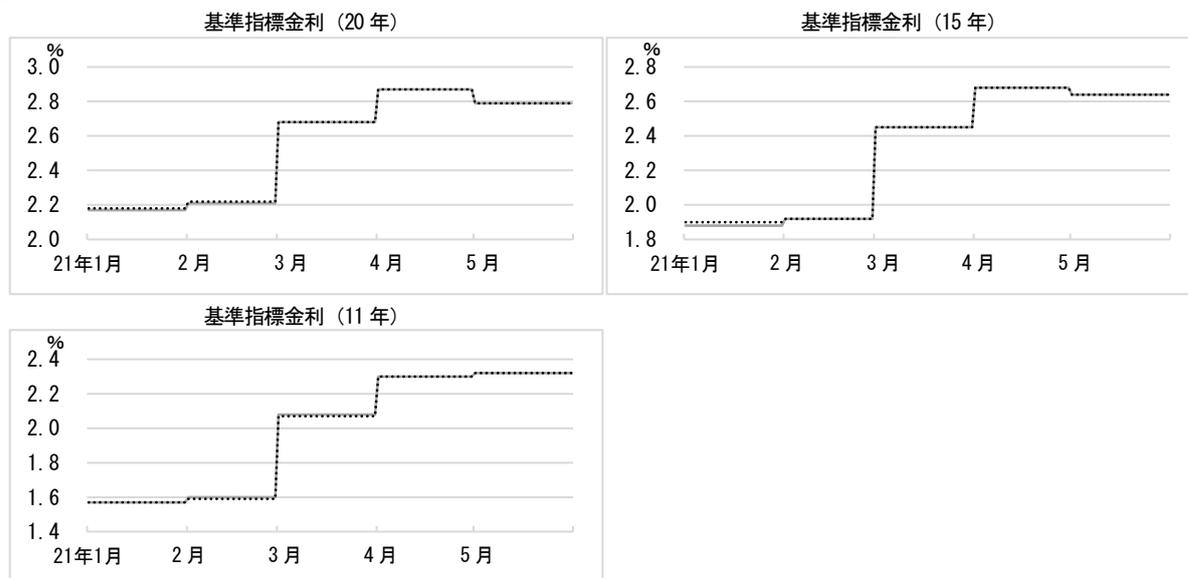
【ご参考】 《過去の基準指標金利の推移》（データ期間：2021年1月～5月）

- ・2021年1月（変更後の基準指標金利が算出可能な時点となります）より表示しています。以後における変更前後の指標金利に基づいた基準指標金利は下記のグラフのとおり、ほぼ同水準で推移しております。
- ※基準指標金利は、指標金利に基づき当社所定の方法で計算した値です。基準指標金利の計算についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」P25～28を参照ください。
- ※グラフによって目盛の設定が異なります。

【指定通貨が米ドルの場合】（凡例：……… 変更後の基準指標金利、—— 変更前の基準指標金利）



【指定通貨が豪ドルの場合】（凡例：……… 変更後の基準指標金利、—— 変更前の基準指標金利）



ご注意いただきたい点

- ・上記の基準指標金利は過去データに基づいた数値であり、将来(\*)において変更前後の基準指標金利が同水準で推移することを保証するものではありません。
- ・また、変更後の基準指標金利の将来における金利水準を保証するものではありません。
- ・上記の変更前および変更後の基準指標金利は、運用期間 20 年、15 年および 11 年の数値を示しています。  
 \* 「1. 背景」で記載のとおり、LIBOR は 2021 年 12 月末をもって公表が停止になるため、変更前の基準指標金利が算出可能なのは 2021 年 12 月までとなります。

本件についてよくあるご質問は当社ウェブサイト (<https://www.ca-life.jp/>) のトピックス一覧における 2021 年 7 月 21 日付『 LIBOR の公表停止に伴う指標金利の変更に関するご案内（「ラップすけっち」、「積立力V」）』中に「よくあるご質問」として掲載しております。また、商品の仕組に関してよくあるご質問および最新の基準指標金利および調整用基準指標金利については当社ウェブサイトにおける各商品のページに掲載しておりますのであわせてご参照ください。

ご不明な点などございましたら、当社カスタマーサービスセンターへお問い合わせください。



カスタマー  
サービスセンター



0120-60-1221

受付時間：  
月～金曜日 9:00～17:00  
(祝休日・年末年始の休日を除く)

Webサイト

<https://www.ca-life.jp/>

以上

## 参照するリンク先一覧

### 【よくあるご質問】

本件についてよくあるご質問は、「LIBOR の公表停止とそれに伴う指標金利の変更に関して よくあるご質問」([https://www.ca-life.jp/news/documents/topics\\_210721\\_4.pdf](https://www.ca-life.jp/news/documents/topics_210721_4.pdf)) をご参照ください。

### 【各商品のページ】

商品の仕組みに関してよくあるご質問および最新の基準指標金利および調整用基準指標金利については、各商品のページをご参照ください。

ラップすけっち (<https://www.ca-life.jp/product/wrapsketch/>)

積立カV (<https://www.ca-life.jp/product/tsumitateriyokuv/>)